

1905年の竹島問題

内 藤 正 中

(元鳥取短期大学北東アジア文化総合研究所所長・島根大学名誉教授)

1905年の竹島問題

内 藤 正 中

(元鳥取短期大学北東アジア文化総合研究所所長・島根大学名誉教授)

Problems of Takeshima Island in 1905

NAITO Seichu

Problems of Takeshima Island in 1905

NAITO Seichu

キーワード：領土紛争 (territory disputes)

竹島=独島 (Takeshima Island)

日朝関係史 (history of Japan-Korea relation)

1 は じ め に

1905年（明治38）2月22日、俗称リヤンコ島（公式名称リヤンクール岩）と呼ばれていた無人島が竹島と命名されて、日本領に編入された。このことについて、1905年1月28日に開催された日本政府の閣議に内務大臣から請議された「無人島所属ニ関スル件」（秘乙第337号）を審査して、これを「請議ノ通閣議決定」した。すなわち、

「北緯三十七度九分三十秒、東経百三十一度五十五分、隱岐島ヲ距ル西北八十五浬ニ在ル無人島ハ、他国ニ於テ之ヲ占領シタリト認ムヘキ形跡ナク、一昨三十六年本邦人中井養三郎ナル者ニ於テ、漁舎ヲ構ヘ人夫ヲ移シ獵具ヲ備ヘテ海驥獵に着手シ、今回領土編入並ニ貸下ヲ出願セシ所、此際所属及島名ヲ確定スルノ必要アルヲ以テ、該島ヲ竹島ト名ケ、自今島根県所属隱岐島司ノ所管ト為サントス、右閣議ヲ請フ」

2011年10月

北東アジア文化研究 第34号

鳥取短期大学北東アジア文化総合研究所

閣議では、「明治三十六年以来、中井養三郎ナル者該島ニ移住シ漁業ニ從事セルコトハ関係書類ニ依リ明ナル所ナレバ、國際法上占領ノ事實アルモノト認メ」で、この無人島が「他国ニ於テ之ヲ占領シタリト認ムヘキ形跡ナク」と確認して、領土編入を決定したのである。國際法でいう「無主地先占」の法理に即して実施されたということである。

ただし、その無人島が「無主地」であったかどうか、中井養三郎が「該島ニ移住」していたかどうかについては、検討する必要がある課題である。

ところが、現在日本政府外務省では、1905年段階での「無主地先占」については一顧も与えないので「日本は古くから竹島の存在を認識していました」と、固有領土であったとする立場をとる。「日本政府は1905年、竹島を島根県に編入して、竹島を領有する意思を再確認しました」という（2008年2月 外務省アジア太平洋局北東アジア課『竹島—竹島問題を理解するための10のポイント』）。いうところの固有領土説は、以下の各項目で主張されている。

- 日本は古くから竹島の存在を認識していました。
- 日本は、鬱陵島に渡る船がかり及び漁採地として竹島を利用し、遅くとも17世紀半ばには、竹島の領有権を確立しました。
- 日本は、17世紀末、鬱陵島への渡航は禁止しましたが、竹島への渡航は禁止しませんでした。
- 日本政府は、1905年、竹島を島根県に編入して、竹島を領有する意思を再確認しました。
- サンフランシスコ平和条約起草過程で、韓国は、日本が放棄すべき領土に竹島を含めるよう要請しましたが、米国は竹島が日本の管轄下にあるとして拒否しました。
- 竹島は、1952年、在日米軍の爆撃訓練区域として指定されており、日本の領土として扱われていたことは明らかです。

こうして日本政府外務省は、「竹島は歴史的事実に照らしても、かつ國際法上も明らかに我が國固有の領土です」と主張する。

この固有領土論がもつ問題点については後述することにしているが、さしあたってここでは、無主地先占の國際法の理論に即して主張されていた領土編入について、どうして固有領土論にもとづく領有意思の再確認という主張に変更したかが問われなければならない。前述した1905年の閣議決定文のなかでは、無主地先占については述べてあっても、固有領土論についての言及はないのである。1905年に主張した無主地先占が事實関係から問題があるというのであれば理解できるにしても、そのために撤回して固有領土論の主張に変更するというのは、明らかにおかしい。

私は、外務省が作成した『竹島問題を理解するための10のポイント』についての全面的批判を、拙著『竹島=独島問題入門—日本外務省「竹島」批判』で行った（2008年10月、新幹社刊）。

外務省の政府広報冊子のなかでの問題点は、竹島をわが国固有の領土といいながら、そのことを史実にもとづいて実証していないことである。さしあたって四つの問題点を指摘しておく。

「第一は、幕府が松島（現竹島）の存在を初めて知ったのは、1696年1月の鳥取藩とのやり取りの中である。そうである以上、それ以前の時期になる17世紀半ばに、現竹島の領有権を確立したなどといえるはずはない。

第二に、幕府は1695年12月から1696年1月にかけての鳥取藩とのやり取りのなかで、竹島（鬱陵島）と松島（現竹島）が、鳥取藩に属する島ではないことを確認した上で、幕府としても日本領ではないとする結論を出して、1696年1月に日本人の竹島渡海を禁止した。

第三に、1877年に明治政府の太政官は、島根県からの竹島外一島（現竹島）の取り扱いについて質問を受け、政府としての調査を行った上で「竹島外一島本邦無関係」と決定した。

第四に、1905年の領土編入を領有権の再確認とする主張は誤っている。逆に1696年と1877年の2度にわたって日本領ではないことを明らかにした。領土編入の閣議決定にあるのは、無主地であることを確認して領土編入したということである。無主地であるという以上、固有領土とはいえない。

くなる。問題は、その当時、現竹島は無主地であったかどうかである。」
 (拙著『竹島=独島問題入門』p. 65)

この問題提起に対する外務省の姿勢は、過去の歴史と真正面から向き合おうとせず、歴史の一部をご都合主義でつまみ食いして、その一方で、自分の主張と相容れない事実は、無視して捨てて顧みないというものである。私は、竹島の問題は、歴史の事実にもとづいてこそ解決への筋道が明らかになるものと思っている。

こうした立場から、私は外務省の広報冊子を批判して一書を刊行したわけであるが、2008年（平成20）10月27日、鈴木宗男衆議院議員が拙著を取り上げて「竹島問題についての政府広報冊子に関する質問主意書」（質問165号）を提出して、外務省の見解を質した。

これに対して政府は、11月4日付で内閣総理大臣麻生太郎名での答弁書を作成、「御指摘の著書については承知しているが、当該著書に対する外務省の見解等についてお答えすることは、竹島の領有権に関する我が国の立場を主張し、問題の平和的解決を図る上で、今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ等があることから、差し控えたい」と回答した。

この回答に満足しなかった鈴木宗男議員は、11月10日に再質問を行なう（「竹島問題についての政府広報冊子に関する再質問主意書」）。この回答は11月18日付で行なったが、鈴木議員は、政府の立場とは異なる日本人による主張に対して、「外務省として何ら反駁せずに静観することは、韓国に対してつけいる隙を与える、逆に竹島問題の平和的解決を図る上で、今後の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるのではないか」と政府の見解を質した。これに対して政府の回答では、「政府として、大韓民国側の対応について予断を持って判断することは差し控えたいが、いずれにせよ、竹島の領有権の問題に関する我が国の立場を主張し、問題の平和的解決を図る上で、今後の事務の適正な遂行に支障が及ばないよう適切に対応していく考えである」と述べて、鈴木議員があげた具体的項目の指摘、すなわち拙著での問題の指摘については、前回の答弁をくり返して述べるにとどまっている。

こうした政府の見解を補強する内容の研究を発表しているのが、国立国会図書館専門調査員の塚本孝である。

塚本は、19世紀末から20世紀初頭における竹島をめぐる日韓両国の領土認識を明らかにし、そもそも竹島は日本による領土編入の時点で韓国領土であったのかどうかを検討するといって、「韓国の保護・併合と日韓の領土認識—竹島をめぐって」を発表している。本稿は2011年3月の東アジア近代史学会のシンポジウムで報告されたもので、同学会は『東アジア近代史』第14号に収録された「韓国併合再考—王朝体制の滅亡と日本」のなかでみることができる。

この塚本報告については、全体の司会を担当した京都府立総合資料館館長井口和起から、以下のコメントが与えられている。

「私自身は竹島・独島問題の歴史的論拠を扱った塚本孝報告について、まったく反対の内藤正中の一連の仕事があるのだが、それとの相違点と内藤への批判は何処にあるのかを質問したが、本格的な討論には至らなかつた。その他にも、本来、見解の異なる研究者が参加しておられたのではないかと思うのだが、そういう討論が全体として行えなかつたのは、本学会を主宰する者として慚愧にたえなかつた。」

塚本報告は、日本側の領土認識をめぐる議論として、①元禄の事件等に関する主張について、②朝鮮国交際始末内探書に関する主張について、③太政官決定（1877年）に関する主張について、④水路誌等の記述に関する主張について、⑤中井養三郎の回想に関する主張について、以上の5項目についてであるが、共通して「竹島が朝鮮領であるという認識はもっていたということはできない」とするものである。これに対する韓国側の領土認識については「同島が韓国領であったことはなく、韓国が保護・併合の過程で竹島／独島を奪取したという議論は前提を欠き、成立しない。なお、日本政府が（韓国に対し、あるいは世界に向けて）竹島／独島を韓国領であると認めた事実はない」という。つまり竹島については、日本側も韓国側も、ともに韓国領であるとする領土認識はもつていなかったというのである。

以下において、1905年における竹島をめぐる諸問題について、政府広報冊子及び塚本論文が主張するところの問題点について検討してゆくことにする。このことについては、これまでに私は、拙著『史的検証 竹島=独島』(2007年、岩波書店)、『竹島=独島問題入門—日本外務省「竹島」批判』(2008年、新幹社)のなかで論じているところであるので、本稿はそれらの記述を補完するかたちをとりたいと思っている。

2 1696年の竹島一件

1696年（元禄9）、3年間にわたって日朝両国間で争っていた竹島の領有権をめぐる交渉が結着した。ここでの竹島は鬱陵島のことである。日本では「竹島一件」といっているが、韓国では「鬱陵島争界」と呼ぶ。

外務省の広報冊子は、「対馬藩より交渉決裂の報告を受けた幕府は、1696年1月、朝鮮との友好関係を尊重して、日本人の鬱陵島への渡航を禁止することを決定」したと記しているが、対馬藩が交渉経過をまとめた『竹島紀事』の記述とは大きく異なっている。

竹島一件は、鬱陵島を竹島と呼んでいる日本側が、日本領の島であるから朝鮮人の渡航を禁止するように朝鮮側に申し入れたことからはじまった。これに対して朝鮮側は、鬱陵島は日本でも知られている『東国輿地勝覧』にも記載されている朝鮮の領土であると主張して対立し、最終的には、日本側が朝鮮領であることを認めて、日本人の渡航を禁止するという正反対の結果で終る案件であった。

この時の渡海禁止令は、竹島（鬱陵島）への渡航についてだけであり、松島（現竹島）についての言及はなかった。このために政府広報冊子は、「竹島（松島のこと）への渡航は禁止されませんでした。このことからも、当時から、我が国が竹島を自国の領土だと考えていたことは明らかです」という。

塚本孝は、1696年の日朝間交渉では、松島（現竹島）が話題にならなかったことを強調する。塚本は、鳥取藩が今日の竹島に関して「松島は何れの国之附候島にても無御座由承候事」とあることは、「日本の該島に対する国家としての領土意識が確固としたものでなかったという議論の理由になりうる」として

も、松島について藩や幕府が朝鮮領であるという認識をもっていたということはできない」とする。

これは川上健三以来の見解であり、川上と同様に1836年（天保7）、石見國浜田の会津屋八右衛門が竹島へ渡海したことで処罰された判決文中に「最寄松島え渡海の名目を以竹島え渡り」というくだりがあり、このことから塚本は「松島が渡航禁止の対象でなかったことがわかる」という。

江戸時代の大谷家文書では、「竹島之内松島」「竹島近所之小島」と称して、松島を竹島の属島として取扱っている。草木も生えていない無人島であり、竹島往復の途中に立寄るにすぎない島であり、竹島を離れては松島の存在意義はなかった。したがって、竹島と松島を意図的に分離して議論するのは、明らかにタメにするものである。竹島が鬱陵島であることがわかり、朝鮮領として確認されたことに伴なって、松島もまた朝鮮領とみられるようになったるべきであろう。

竹島渡海禁止令は、松島にも適用されるものとしなければならない。松島渡海は禁止されていなかったというのであれば、八右衛門は処罰されるはずもなかった。しかも翌年の1837年に公布した禁止令では、竹島への渡海禁止に併せて、「國々の廻船等海上において異国船に出会わざる様……以來成るべくだけ遠き沖乗り致さざる様」と、「遠き沖乗り」に特別の注意を喚起しているのである。このことは「遠き沖乗り」でしか行けない松島を、渡海禁止令から除外しているものでないことは明らかである。

塚本孝は、「このときの日朝交渉で今日の竹島が話題になった記録はない」「日本の該島に対する国家としての領土意識が確固としたものでなかったという議論の理由になりうるとしても、松島について藩や幕府が朝鮮領であるという認識をもっていたということはできない」と断言する。

たしかに日朝交渉で今日の竹島が話題になったことはない。朝鮮側では、「貴界竹島、弊境鬱陵島」といって、日本人の「犯越侵渉」を問題にして、竹島に対する日本側の領有権主張を論難したのである。竹島の領有権をめぐって争っている時に、松島のことなど入り込む余地などない。特に松島については、1695年12月24日付で幕府から鳥取藩に対して7か条の照会を行ったなかで、「竹

島の外両国へ附属の島有之候哉」とあったのに答えて、翌25日付で鳥取藩が「竹島松島其外両国之附属之島無御座候事」と回答したことから、幕府は竹島のほかに松島があることを初めて知るのであった。しかも1696年1月28日には、老中阿部豊後守が「今地理を計るに、因幡を去るもの百六十里許、朝鮮を距る四十里許なり、これ曾て彼か地界たる其疑なきに似たり」と、竹島=鬱陵島が朝鮮領であるとする認識を明らかにする。しかし松島については言及していない。松島が竹島の属島である以上、松島も竹島とともに朝鮮領とするのは当然のことではないだろうか。

この渡海禁止令以後に製作された長久保赤水の官許地図である『改正日本興地路程図』(1779年)では、竹島・松島ともに朝鮮国と同じ様に彩色していないし、江戸時代を代表する官撰地図である伊能忠敬の『大日本沿海興地全図』(1821年)では、両島が朝鮮領であるとみて記載をしていないのである。これに対して韓国では、『東国文献備考』(1770年)や『萬機要覽』(1808年)など、王命により編さんされたものなかで于山島(松島)を朝鮮領だとしている史料をあげることができる。

前述したように、幕府は1695年12月24日の鳥取藩への照会によって、竹島のそばにある松島のことを初めて知り、さらに詳細について鳥取藩に尋ねた。これに対して鳥取藩は、伯耆国からの距離、鳥取藩領ではないこと、竹島への渡航の途中で立ち寄って漁をすること、鳥取藩領である因伯以外の者が出かけることはないなどについて回答している。その結果幕府は、松島についても竹島とともに鳥取藩領の島ではないことを確認して、竹島と同様に朝鮮領であるとみなすこととした。竹島渡海の途中にだけ立ち寄るにすぎない松島について、敢て言及する必要はなかったのである。渡航禁止について明記しなかったのは、松島を日本の領土と考えていたからというものではない。外務省の広報冊子が「竹島(松島のこと)への渡航は禁止されませんでした。このことからも、当時から、我が国が竹島を自国の領土と考えていたことは明らかです」というのは、明らかに誤っている。

3 1877年の太政官決定

1877年(明治10)、日本政府の太政官は、「竹島外一島」について「本邦関係無之」と決定した。この決定について塚本孝は、「仮に太政官の決定が江戸時代の松島(今日の竹島)を対象としていたとしても、これは、県から内務省に出された伺に対する政府部内の判断であって、例えば当該島を放棄する意思を国家として世界に向けて表明したとか、朝鮮政府に向かって日本としては当該島に主権を主張しない旨を述べたというような話ではない」という。

明治新政府は、1870年(明治2)に外務省の職員3名を朝鮮国釜山に派遣して、「朝鮮国交際始末内探書」をまとめさせた。そこでは、「竹島松島朝鮮附属ニ相成候始末」の項目があり、竹島のみならず松島についても、「朝鮮附属ニ相成候始末」と問題提起していることにまず注目すべきである。

「竹島松島」は、通常ならば竹島と松島と解釈するのであるが、塚本孝は「西洋起源の地図の知識により島名の混乱が起きていたので」といって、「竹島及び松島ではなく、竹島とも松島とも呼ばれる島というつもりであったかもしれない」とする。しかし内探書報告では、「松島ハ竹島ノ隣島ニテ、松島ノ儀ニ付是迄掲載セシ書留モ無之」とし、「竹島ノ儀ニ付テハ元祿度後ハ暫クノ間朝鮮ヨリ居留ノ為差遣シ置候処、當時ハ以前ノ如ク無人ト相成」と、竹島と松島とを明確に区別し、それぞれの歴史的背景を正しく記述しているのである。したがって、塚本がいうような「竹島とも松島とも呼ばれる島」になるはずはない。

さらに1877年(明治10)の太政官決定についても、西洋地図をもち出して「松島が鬱陵島を指す場合があった」といって異議を唱える。この太政官決定については、前年の10月16日に島根県から内務卿に提出された「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」のなかで述べている「竹島外一島」をめぐる問題である。ここで島根県がいっている竹島とは鬱陵島のことであり問題はない。そして「次ニ一島アリ松島ト呼ブ、周囲三十町許、竹島ト同一線路ニ在リ隠岐ヲ距ル八千里、樹竹稀ナリ亦魚獸ヲ産ス」と松島について説明し、付属の「磯竹島略図」には竹島と松島を描いている。したがって太政官においても、1877年3月29日

に「伺之趣竹島外一島之儀本邦関係無之儀ト可相心得事」と決定して指令するのであった。

竹島外一島の「外一島」が松島であることについては塚本孝も異論はない。ただし「明治初年には、鬱陵島を松島とした西洋の地図海図の影響により、松島が鬱陵島を指す場合があった」といって、島根県からの伺で質問された内務省、さらには太政官では、「竹島外一島」を竹島及び松島と考え、鬱陵島とともに今日の竹島を本邦無関係としたとは即断できないという。

そこで塚本孝が例証としてあげた、1876年（明治9）に外務省に提出された「松島開拓之議」も、1877年に東京府に提出された「竹島渡海之願」も、いずれもが鬱陵島を対象にしたものであった。次いで1881年（明治14）に内務省・農商務省に提出された「日本海内松島開墾之儀ニ付伺」に関連して内務省が外務省に対して、1877年の太政官決定への注意を喚起したことがあった。これに対する外務省からの返答には、「朝鮮國蔚陵島即竹島松島之儀に付」という文言が見られる。このことから塚本孝は、「竹島外一島を本邦無関係とした太政官決定の対象を内務省が（竹島・松島ともに）鬱陵島であると認識していた可能性を読み取ることができ、太政官決定に関する注意喚起の文書を内務省から受け取った外務省においては、明確に竹島=松島=鬱陵島と認識していたことが分る。」という。

1881年（明治14）の伺は、1883年（明治16）の内務省内達にある「日本称松島一名竹島朝鮮称蔚陵島」につながるわけであるから、1881年の時点では、太政官も内務省も「松島=竹島=蔚陵島」という理解を示している。しかしながら、それでもって1877年（明治10）の時点で「竹島外一島」を竹島及び松島ではなく、「竹島とも松島とも称される島（鬱陵島）」と認識していたといえるだろうか。1876年に島根県から提出された資料には、竹島・松島についての説明文と「磯竹島略図」が付けられていることから、竹島と松島は明確に区別されていたのである。

朴炳渉の「明治政府の竹島=独島認識」（『北東アジア文化研究』第28号、2008年）によれば、海軍水路寮の1876年（明治9）の『朝鮮東海岸図』のなかで、鬱陵島が松島として、竹島はオリウツア並メネライ礁の名前で記載された。

竹島がリアンコールトとして記載されるのは、1879年（明治12）に発刊された海軍水路局の『大日本海岸実測図』で、イギリス海軍の海図の影響にもとづく。

こうした海図では、地理的な認識を示すだけなので、島に対する国家としての領有意識を判断することはできないと思う。しかし、「竹島=独島が洋名のリアンコールトなどと命名されたので、少なくとも水路局には日本古来の松島という名前に対する明確な認識はなかったといえる」と朴炳渉は指摘する（同上論文）。

ところで1876年（明治9）から78年にかけて相次いで政府に提出された開拓願にいうところの松島は、古来の竹島、すなわち鬱陵島を指していた。そのことは、1876年（明治9）の水路寮による海図にもとづいて、鬱陵島を松島と呼ぶ人が増えてきたことを意味する。こうした状況のなかで、外務省では松島の所在をめぐって議論する。

その一方で、鬱陵島近辺の測量が海軍水路局によって行われ、その報告書で古来の竹島はイギリス海軍の海図にならって、名前を松島とされ『水路雑誌』で公表された（第16号、1879年）。さらに1880年（明治13）には『水路雑誌』第33号で「松島、韓人之を鬱陵島と称す」と報告され、これでもって松島は鬱陵島と確定される。外務省の北沢正誠は、「今日の松島は即ち元禄9年称する所の竹島にして、古来我版図外の地たるや知るべし」と『竹島考證』に記した。

1880年（明治13）に鬱陵島は松島と呼ぶことに決った。当然にそれ以前と以後では、松島に対する認識は異なることになる。そのことを無視して、1883年（明治16）に内務省が発した内達に、「日本称松島一名竹島朝鮮称蔚陵島」とあることから、1877年（明治10）の太政官決定における「竹島外一島」は、竹島及び松島ではなく、「竹島とも松島とも称される島（鬱陵島）と認識し、当該対象について本邦無関係と判断を下したものである可能性がある」というのは、後年のモノサシでもって6年も前の案件に適用するという歴史学の常識に反する見解であるというべきであろう。1877年の時点では、伺を出した島根県も竹島と松島を明確に区別していたし、受理した内務省においても竹島は古来からの名称と認識し、松島についても「外一島」に当ると考えていたわけである。

4 1905年の領土編入

1904年（明治37）9月29日、島根県周吉郡西郷町に居住する中井養三郎は、「リヤンコ島領土編入並ニ貸下願」を内務・外務・農商務三大臣に宛て提出した。これを受けた内務省では、同年11月15日付の庶第1073号文書で、島根県の意見を聞くための照会を行い、それを受けた島根県庁では、隠岐島府にリヤンコ島を島府の所管にして差支えないかどうかを問合せ、併せて同島につける新しい島名について意見を徴した。これを受けた隠岐島府では新島を島府所管とすることは差支えない、新しい島名は「竹島」が適當と考える旨を11月30日付乙庶第152号文書で回答した。すなわち、

「本月十五日庶第1073号ヲ以テ島嶼所属等ノ義ニ付御照会之趣了承、右ハ我領土ニ編入ノ上隠岐島ノ所管ニ属セラルルモ何等差支無之、其名称ハ竹島ヲ適當ト存候、元来朝鮮ノ東方海上ニ松竹両島ノ存在スルハ一般口碑ノ伝フル所、而シテ從來當地方ヨリ樵耕業者ノ往来スル鬱陵島ヲ竹島ト通称スルモ、其実ハ松島ニシテ、海図ニ依ルモ瞭然タル次第二有之候、左スレバ此新島ヲ措テ他ニ竹島ニ該当スペキモノ無之、依テ從來誤称シタル名稱ヲ転用シ、竹島ノ通称ヲ新島ニ冠セシメ候方可然ト存候、此段回答候也」

回答をした隠岐島司は、もっぱら海図にのみ依拠して、竹島についての歴史的背景を無視し、鬱陵島を竹島といっているのは「誤称」にすぎず、「朝鮮東方海上ニ松竹両島が存在スルコトハ一般ノ口碑ノ伝フル所」であるが、「當地方ヨリ樵耕業者ノ往来スル鬱陵島ヲ竹島ト通称スルモ、其実ハ松島ニシテ、海図ニ依ルモ瞭然タル次第二有之候」という。隠岐の人たちは、長らく鬱陵島を竹島と呼んできていた事実には何らの考慮も拂わないで、海図で鬱陵島が松島となっている以上は、新島は竹島になるといったのである。

この新島命名の回答については、島根県庁内でも異論がなく、島司の回答通り竹島ということで内務省に報告されたのである。『隠岐島誌』の編さんに当る奥原碧雲は、このことについて率直な疑問を『竹島及鬱陵島』（1907年）の

なかで表明している。

「水路誌及び海図中既に鬱陵島を松島と命名せられし以上は、竹島に当るべき島嶼は、リヤンコ島を措きて他に求むべからず、ただ吾人の疑を挾むべきは、水路部に於て如何なる史料によりて、鬱陵島一名松島と命名せられしか、これ根本的疑問なり」

それはともあれ、1905年1月28日に、リヤンコ島は竹島と命名されて日本領土に編入されることが閣議で決定された。

「別紙内務大臣請議無人島所属ニ関スル件ヲ審査スルニ、右ハ北緯三十七度九分三十秒、東経百三十一度五十五分、隠岐島ヲ距ル西北八十五浬ニ在ル無人島ハ、他国ニ於テ之ヲ占領シタリト認ムヘキ形跡ナク、一昨三十六年本邦人中井養三郎ナル者ニ於テ、漁舎ヲ構ヘ人夫ヲ移シ漁具ヲ備ヘテ海驥獵ニ着手シ、今回領土編入並ニ貸下ヲ出願セシ所、此際所属及島名ヲ確定スルノ必要アルヲ以テ、該島ヲ竹島ト名ケ、自今島根県所属隠岐島司ノ所管ト為サントスト謂フニ在リ、依テ審査スルニ、明治三十六年以来中井養三郎ナル者、該島ニ移住シ漁業ニ從事セルコトハ關係書類ニ依リ明ナル所ナレバ、國際法上占領ノ事實アルモノト認メ、之ヲ本邦所属トシ島根県所属隠岐島司ノ所管ト為シ差支無之儀ト思考ス、依テ請議ノ通閣議決定相成可然ト認ム」

この閣議決定文では、当該無人島は他国が占領した形跡のない「無主ノ地」であり、日本人が2年前から漁舎を建てて移住し漁業に従事しているという「占領ノ事實」があるので「竹島」と命名して日本領に編入し、島根県所属隠岐島司の所管とするというのである。そこでは、國際法でいうところの「無主地先占」の理論でもってその正当性を主張しているのである。

問題は「無主地先占」の具体的証明である。「先占」というのは、中井養三郎が1903年（明治36）以来、リヤンコ島に「移住」して漁業に従事していたと

いうものであるが、それは事実ではない。中井が島に渡っていたのは、4～8月のアシカの漁期だけであり、それも仮設した小屋に10日間ばかり「仮居」していたにすぎない。このことについて海軍の『朝鮮水路誌』が、「明治三十七年十一月軍艦対馬ノ此島ヲ審査セシ際ハ、東島ニ漁夫用ノ蔬葦小屋アリシト云フ」「此島ハ島上小屋ヲ構ヘ毎回約十日間仮居スト云フ」と報告していることからもわかる。

「無主地」であったかどうかは依然として解決していない問題である。ただ、無主地であるというのであれば「固有領土」説は成立しなくなる。

下條正男は、「歴史的に韓国領であった事実はなく」とする（「竹島はなぜ奪われ続けるのか」『海外事情』2011年4月号）。塚本孝も「同島が韓国領であつたことはなく、韓国の保護・併合の過程で竹島／独島を奪取したという議論は前提を欠き、成立しない。なお日本政府が竹島／独島を韓国領であると認めた事実もない」という（前掲論文）。

しかしながら、1905年の当時、リヤンコ島は韓国領であると考えられていた。それは、日本人の韓国進出を促進するために刊行されたガイドブックで、葛生修亮著『韓海通漁指針』（1903年、黒龍会出版部）、岩永重華著『最新韓国実業指針』（1904年、宝文館）、田渕友彦『韓国新地理』（1905年、博文館）などでは、共通して韓国江原道鬱陵島の属島として「ヤンコ島」を記しているのである。「韓人及び本邦漁人は之をヤンコと呼び」といっているヤンコ島とは（『韓海通漁指針』）、隠岐の中井養三郎がリヤンコ島と呼んでいた島である。しかも岩永の『最新韓国実業指針』には、外務省政務局長の山座円次郎が、葛生の『韓海通漁指針』には農商務省水産局長の牧朴真が、それぞれ序文を寄せているのである。

前述した下條正男、塚本孝はともにこれらの書物について言及していない。歴史的に韓国領であった事実はないと断言するにあたって、無視してよいということにはならないはずである。

したがって中井養三郎が、リヤンコ島（ヤンコ島）について「鬱陵島ニ附屬シテ韓国ノ所領ナリト思ハルル」（『事業經營概要』1910年）、リヤンコ島を以て朝鮮の領土と信じたのも当然のことである。中井だけではない。中井が貸下

請願を提出した内務省では、これを受付けず却下した。地方局では、「此時局ニ際シ韓國領地ノ疑アル莫荒タル一箇不毛ノ岩礁ヲ收メテ、環視ノ諸外国ニ我國ガ韓國併合ノ野心アルコトノ疑ヲ大ナラシムルハ、利益ノ極メテ小ナルニ反シテ事体決シテ容易ナラス」と。内務省地方局の井上書記官も、「韓國領地ノ疑」を指摘していたのである。

ところが、韓國領であると信じていた中井は、韓国政府に貸下請願をしようと決心し、農商務省で水産局長の牧朴真に面会する。牧は前述した葛生の『韓海通漁指針』に序文を寄せていたものであるが、中井の話をきいて、リヤンコ島は必ずしも韓国領とはいえないのではないかといって、海軍水路部に照会してその所属を確かめさせた。海軍水路部では、肝付兼行水路部長が会い、リヤンコ島の所属については確証がないとしながらも、リヤンコ島の位置は日本からの方が近く、しかも日本人が同島で漁撈をしている以上は、日本領土に編入するがよろしいとの説を述べる。中井は「時ノ水路部長肝付將軍斷定ニ頼リテ、本島ノ全ク無所属ナルコトヲ確カメタリ」というに至る。

肝付水路部長の「断定」を背景にした中井は、内務省に貸下願を提出した。これを受付けず却下したのが地方局の井上書記官で、却下の理由は前述した「韓國領地ノ疑」に伴なうトラブルであった。しかし中井は外務省に山座円次郎政務局長を訪ねて、リヤンコ島払下げの必要を説き、山座局長からは「時局ナレバコソ領土編入ヲ急要トスルナリ、……特ニ外交上内務ノ如キ顧慮ヲ要スルコトナシ、須ラク速力ニ願書ヲ本省ニ回附セシムベシ」と催促さえされる。山座局長は、この直前の7月に『最新韓国実業指針』に序文を執筆したばかりであった。同書ではヤンコ島（リヤンコ島）が韓国領になっていたことに配慮したであろうか。

5 不足不十分の公示をめぐって

政府広報冊子は、「閣議決定により、我が国は竹島を領有する意思を再確認しました」とする。そして島根県知事は、「この閣議決定及び内務大臣の訓令に基づき、1905（明治38）年2月、新島が「竹島」と命名され隠岐島司の所管となった旨を告示するとともに、隠岐島府に対してもこれを伝えました。なお、

これらは当時の新聞にも掲載され広く一般に伝えられました」という。

だが現実問題として、領土編入にあたっての公示は明らかに不足不十分であった。新聞掲載を通じる広く一般への報告も不十分であったというべきであろう。

まず領土編入について、官報で公示しなかった理由も問われなければならぬ。このことについて政府は、1898年7月の南鳥島を領土編入した時も官報に掲載せず、東京府告示で公示しただけであったことを前例にあげる（竹島との対比で南鳥島事件を検討した研究に竹内猛『竹島=独島問題固有領土論の歴史的検討』2010年がある）。しかし中井が申請したリヤンコ島の場合は、日本政府の内部で韓国領の疑いがあるといっていた島であり、韓国政府と協議する必要があったはずであるし、領土編入後はそのことについて通告するのが当然であった。しかし現在の外務省は、「領土編入の措置を外国政府に通告することは国際法上の義務ではない」といってはばかりない。義務ではないにしても、隣国に対する外交上の道義の問題ということを考えなかつたのかといいたい。

ここで1905年前後の韓国情勢をふりかえってみたい。ロシアに対する宣戦布告は、1904年（明治37）2月10日であった。そして4月23日には、韓国の首都漢城を軍事的に制圧して、「日韓議定書」を締結、韓国の施政を日本軍の指揮下におき、日本軍は軍略上必要とするところは臨機収容することができるとされ、日本軍が韓国内に駐留権と土地収容権を確保する。さらに5月21日には、「対韓施設綱領」が閣議で決定され、韓国を日本の保護国にしてゆくことが明確に方向づけられ、8月22日の「第一次日韓協約」でもって、財政と外交の顧問を韓国政府に雇入れさせることを決定した。

一方の日本海では、6月に対馬海峡で陸軍輸送船が撃沈されるなど、ロシアのウラジオストック艦隊の南下が憂慮され、韓国東海岸に監視所を設けて海底電信線で結ぶことを計画した日本海軍は、9月に鬱陵島と韓国本土とを結ぶ線を開通させた。中井の願書が提出された9月22日というのは、鬱陵島との間に海底電信線がつながった直後であった。すでに海軍は、リヤンコ島への監視所設置について調査していた。外務省の山座局長が中井に語った「時局」とはこのことであり、領土編入を「急務」としたゆえんである。

そして1月28日には、日本政府はリヤンコ島の領土編入を閣議で決定した。すでに首都の漢城一帯の治安警察権は日本軍が掌握しているという戦時体制下での領土編入である。仮に韓国政府に通告していたとしても、こうした状況下にある韓国側が日本政府に異議を申し立てることなどできなかつた。だから、韓国政府に領土編入を通告するなどのことは、初めから考えていなかつたとみた方がよい。

1月28日の閣議決定の後、内務大臣は2月15日付で島根県知事に対して、管内に告示するよう訓令を発し、2月22日に島根県告示第40号として告示されたのであった。

「北緯三十七度九分三十秒、東経百三十一度五十五分、隱岐島ヲ距ル西北八十五浬ニ在ル島嶼ヲ竹島ト称シ、自今本県所属隱岐島司ノ所管ト定メラル

明治三十八年二月二十二日

島根県知事 松永武吉」

この県の告示のほか、竹島の日本領土編入について、国内外に周知させる措置は何らとることがなかつた。以下に竹島関連の記事を取り上げる。

地元の『山陰新聞』には、県告示の2日後となる2月24日に「隱岐の新島」ということで報じている。しかし記事は、2面の雑報欄に1300字という簡単な内容であった。

「隱岐の新島 北緯三十七度九分三十秒、東経百三十一度五十五分、隱岐島を距る西北八十五浬ニ在ル島嶼ヲ竹島ト称シ、自今隱岐島司ノ所管ト定メラルト県知事ヨリ告示セリ、右島嶼ハ周囲十五町位ノ二島ヨリ成ル、周囲ニハ無数ノ群島散在シ、海峡ハ船ノ碇泊ニ便利ナリ、草ハ生エ居タルモ樹木ハナシト云フ」（『山陰新聞』1905年2月24日）

この記事は、県の担当者から入手した情報をもとにして、隱岐の新島が竹島

の名前で隠岐島司の所管と定められたことを、県民一般に初めて公示したものであった。なお翌2月25日にも「小絃」と題するコラム欄に竹島編入をめぐる論評記事が掲載された。しかし新島が、海図ではリアンコールド岩として記載され、隠岐の漁民にとってはリヤンコ島の通称で知られていることも、領土編入のきっかけをつくったのは中井養三郎の請願であったことなどについては何も記していない。このことは閣議決定文でも内務大臣の告示でも同様で、新島が竹島と命名されたことについては、この新聞報道で初めて明らかにされた。ところが新島についての報道を南鳥島の場合と比較してみると、報道内容は大きく異なっていることを知ることができる。『都新聞』1898年（明治31）7月26日の記事である。

「本月二十四日付の東京府告示を以て東京府下小笠原島の管轄に編入されたる南鳥島は、北緯二十四度十四分東経百五十四度に位する一小島にして、嘗て米国の航海家に発見せられ、其海図にはフィキクス或はマルカスの名を以て掲記せられたる者にして、我国にては金華山沖の遠洋漁業家某始めて之を発見せり、其年代は詳らかならず、後明治二十九年十二月三日東京の人水谷新六氏初めて島内を探検し、漸やく其状況を詳らかにしたるを以て、本年初めて帝国の一領土として東京府の管轄に属せしめたるなり……」

島発見の歴史、海図記載の名称（米国出版の海図はフィキクス、英国出版のものはマルカスという）、編入貸下の請願者名が明記されていることに注目すべきであろう。したがって、南鳥島の場合を前例にしたといつても、ならったのは官報での公示をしなかったということだけである。竹島の場合、江戸時代を通じて竹島は鬱陵島であった歴史について認識があれば、新島に竹島の名称は与えられなかつたと思うし、海図については新島の名称を決める時には参照されたが、新島がリアンコールド岩なりリヤンコ島の通称で親しまれていたことは無視されていたから、どこにも出てこない。このため新島竹島についての認識に混乱を生ずることになる。

隠岐をはじめ山陰地方では、竹島といえば鬱陵島のことであった。したがつて、新島の名称が同一であることについて、一言あって然る可きであるといえる。竹島の領土編入1か月後の3月24日の『山陰新聞』の広告欄に松江市京店の業者によって「竹島材木販売廣告」が掲載されている。ここでの「竹島材木」は明らかに鬱陵島産のものであった。本来ならば編集部なり広告担当者による訂正の指摘がなければならなかつたものであるが、見過していたためかそのままが新聞に掲載されたのであった。

もともと新しく県土に編入された竹島が、これまでリヤンコールド岩なりリヤンコ島と呼んでいた無人島を改称したのであることは『山陰新聞』のどこにも出てこない。リヤンコールド岩が竹島であるとする記事が『山陰新聞』に掲載されるのは1905年6月6日付の記事であり、官報に海軍省公表記事の訂正が掲載された翌日のことであった。

「訂正　去月二十九日官報号外本欄日本海海戦戦報ノ項其三、及同三十日同日本海海戦続報ノ項其五中「リヤンコールド岩」ヲ就モ「竹島」ニ訂正ス　海軍省副官（『官報』1905年6月5日）」

海軍省だけでなく、外務省においても『官報』『領事館報告』のなかで、「竹島」と記すべきところを旧来の俗称である「ランコ島」を使っていた。それは釜山領事館の1905年7月31日付報告「韓国鬱陵島現況」の報告書であり、同年9月18日付の『官報』の「公使館及領事館報告」のなかであった。これらは、日本の在外公館として、韓国鬱陵島を管轄していた釜山領事館による誤記であるだけに重要である。

要するに、閣議決定文と同じ文章を通達で流しても、経緯度だけではその島に対する具体的イメージはつくられず、既存の島名を併記しておれば、新島竹島がリヤンコールド岩のことだと気づくのは容易のことではなかつたかと思われる。つまりは、広く周知させるという配慮が決定的に欠如していたといつよい。

1905年の竹島の領土編入は、本稿で明らかにしたように、幾多の問題を内包

していたにもかかわらず、「無主地先占」の国際法の適用だけを考えて、国
内外を問わず、ひそやかに行われたものであったといわざるをえないであつ
た。